平成２７年（フ）第６５０４号
東京都江東区亀戸２丁目６－１－516
債務者　木村　侑美
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６５０６号
東京都杉並区上井草４丁目９－４
債務者　石川　洋子
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６５１２号
東京都千代田区神田美倉町９－１－606
債務者　本巣悠里亜
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６５１３号
神奈川県大和市下鶴間2841－２　シャトレービサイドＡ201
債務者　浅野あゆ美
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６５１４号
東京都中央区月島４丁目４－１－401
債務者　船ヶ山英樹
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６５１６号
東京都調布市若葉町２丁目25－１
債務者　我妻さつき
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６５１７号
東京都小平市小川西町２丁目５－602
債務者　佐藤　健一
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６５１８号
東京都荒川区東日暮里６－57－14　第一白雲荘203、住民票上の住所東京都板橋区坂下３丁目７－10－305　蓮根ファミールハイツ２号棟
債務者　小野康次郎
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６５２０号
東京都多摩市永山４丁目２－20－402
債務者　松井　梨紗
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１２号
神奈川県茅ヶ崎市松林１－４－15－101、住民票上の住所東京都荒川区東日暮里３丁目38番12号
債務者　菅原　由貴
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９６７号
横浜市金沢区六浦南１丁目22番17－103号
債務者　西條　英里（旧姓水谷）
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０９９号
横浜市旭区市沢町1115番地１　二俣川コアＡ102
債務者　三浦　　樹（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１３１号
神奈川県茅ヶ崎市赤羽根2657番地６　アプリコット101
債務者　山口　　智
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２６年（フ）第６３２号
千葉市若葉区千城台東３丁目２番地７
破産者　丸善工業株式会社
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６３３号
千葉市若葉区高根町915番地65
破産者　並木　秀樹
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６５９号
千葉県市川市入船６番25－202号
破産者　田口　雄一（旧名米吉）
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係